

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について (5年水張りルールについてのお知らせ)

令和4年～令和8年の間に一度も水張りが行われていない農地については、原則として次年度より**交付対象外**となります。

※災害復旧や基盤整備等の対象で、水稻の作付けが困難な場合は、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象から除外されません。

※一度交付対象外になると、原則として交付対象水田に戻ることはできません。

5年間に一度の水張りって？何をしたらいいの？

5年間に一度の水張りは、水稻を作付けすることを基本としていますが、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったものとみなします。

- ・1か月以上の期間、水稻作付けと同程度の湛水管理を行う。
- ・連作障害による収量低下が発生していない。

1か月以上の湛水管理を行う場合の留意事項

- ・降雨や雪解け水など、天水による湛水は認められません。
- ・湛水管理は、ほ場全体で実施してください。部分的な湛水は認められません。
- ・連作障害による収量低下が発生した場合は、湛水管理を実施していても交付対象水田から除外される場合があります。

転作作物が定着している場合は、水田の畑地化もご検討ください

一定の要件の下、畑地化支援が受けられます

(要件)

- ・取組の前年度に水稻または交付対象作物を作付けしている
- ・おおむね団地化された畑地が形成される
- ・取組開始から5年間継続して高収益作物又は畑作物を作付けし出荷・販売すること

等

※国の方針等により、運用が変更になる場合があることをご了承ください

棚倉町農業再生協議会 (電話:0247-33-2113)